

2015年3月31日

大阪府立公衆衛生研究所
所長 山本 容正 様

大阪府職員労働組合健康福祉支部
公衆衛生研究所分会
分会長 河合 高生



2015年度 要求・要望書

大阪府立公衆衛生研究所職員の労働条件を改善し、公衆衛生の総合的研究を進める大阪府の研究機関としてふさわしい検査・調査・研究体制を確立するために、下記の通り要求・要望します。

要求書

01. これまでの労使慣行等を遵守すること。
02. 地独法人化に向けた勤務労働条件等については、以下の事項を遵守すること。
 - ①従前の労使慣行を遵守すること。
 - ②勤務労働条件は現状を低下させず、充実・改善すること。
 - ③職員が所属した組織の違いで、勤務労働条件に差を設けないこと。
 - ④協議を尽くすこと。
 - ⑤法人が解散した場合、職員の身分保障を行うこと。
03. 時間外勤務については36協定を遵守すること。
04. 退職等で欠員が生じた場合は、欠員が生じている所属職員の労働条件が悪化しないよう必要な対策を講じること。
05. 職員が産休・育休を取得するにあたっては、担当業務に支障をきたさず、他の職員に過重負担がかからないようにするため、業務内容に適した代替職員を確保する等の必要な措置を講ずること。
06. 管理職を含め、人事の明朗化につとめ、人事異動については本人の意志を尊重し納得を得て行い、職員の技能を十分に発揮させること。また、技術の継承など当該職場の業務に支障がないように配慮すること。

07. 職員の労働条件の向上を図るため、職場環境の整備・改善に向けた必要な措置を講じること。特に、業務上の必要性や時間外勤務を考慮し、実験室の個別空調化を図ること。
08. 労働環境の悪化をもたらすパワハラ、セクハラ等のハラスメントを防止するための必要な対策を講じること。
09. GLP に対応できる施設を早急に改善すること。特に、室温・湿度管理の設備を早急に設置すること。
10. 業務上の必要性を考慮し、時間外に使用可能な市外直通電話及び FAX を必要とする各部・課に設置すること。
11. 感染症分野の職員については、あらゆる危険性を考慮し、可能なワクチン接種を実施する等、職員の安全に配慮すること。
12. 薬品等が付着した貸与被服の洗浄設備を設置すること。

*全庁的な要求

以下の項目は全庁的な問題として解決されるものであるが、公衛研の職員の労働条件に大きく関わるものである。所としても関係機関に働きかけるよう求めるものである。

01. 給与の削減をしないこと。
02. 特殊勤務手当の支給範囲を拡大すること。
 - ア) 感染性試料取り扱い手当の対象を広げること（一類、二類に限らず）。
 - イ) 治療法の見つかっていない病原微生物取り扱い者の手当を新設すること。
 - ウ) ダイオキシンなど特に毒性が強い化学物質を取り扱う場合の手当を新設すること。
 - エ) 危険物取扱者の手当を新設すること。
03. 出産や育児、介護等の休暇制度を拡充し（保育特休の復活、年次有給休暇の取得改善等）、労働条件の改善に向けた必要な措置を講ずること。
04. 業務上必要なワクチン接種（肝炎ワクチン等）は、出張扱いにすること。
05. 時短と労働条件改善のため、1日の勤務時間を拘束8時間とすること。
06. 獣医師職・薬剤師職以外の研究員の育休・産休代替についても、業務の専門性を考慮し、他の職員に過重負担がかからないよう対策を講じること。
07. SSC 端末機を職員1人に1台を配備すること。
08. 人間ドックは、希望者全員が受診できるようにすること。また、女性検診を

- 年1回受診できるようにすること。
09. メンタルヘルス対策を充実させること。
 10. 1日付けの採用でない職員の交通費については、必要額を全額支払うこと。

要望書

(1) 人事および組織・機構について

01. 大阪市立環境科学研究所との統合に際し、統合研究所の独立行政法人化の推進を中止すること。
02. 公衆衛生研究所を地独法人化する合理的な理由を明確にすること。
03. 統合・独立行政法人化に係るすべての事項について何らかの進展が見られた場合には、速やかにその情報を職員に周知し、業務の遂行に関する職員の意見を十分に取り入れること。
04. 公衆衛生研究所のあり方を検討すること。
05. 公衆衛生研究所の健康科学センターへの移転計画については、職員に十分な説明を行い、職員の意見を反映すること。
06. 府民の健康危機管理に対応するための必要な人員確保に努めること。
07. 正規職員の補充にあたっては職場の年齢構成を考慮すること。
08. 新規採用にあたっては、学歴の中断にならず、また多様な人材確保できるよう適切な時期に選考を行い4月1日付けで採用されるようにすること。そのとき、任期付研究員、行政職での採用はしないこと。
09. 所長を含め管理職は、公衆衛生行政に対する地方衛生研究所の責務を理解し、その遂行に適した者を正規職員とすること。
10. 主任研究員から総括研究員への昇格基準及びその位置づけを明確にし、スタッフとしての総括研究員を任用すること。

(2) 予算について

01. 備品の選定など、予算を適正に配分すること。
02. 業務の遂行に支障が生じないよう予算を確保すること。特に、高額備品の購入・更新を計画的に行なえるよう、予算を運用すること。